

補聴器の購入費用の一部を助成します

「岩手町高齢者補聴器購入費助成事業」が
令和7年4月より始まりました



対象者

次のすべてに当てはまる方が対象です。

- ① 町内に住所がある**65歳以上**の方
- ② 専門医の検査で両耳の**聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満**で専門医から補聴器が必要と診断された方
- ③ **聴覚障害の身体障害者手帳の交付対象ではない方**

助成内容

助成費用：補聴器の購入費用 ※1

助成金額：対象費用の額（4万円を限度とする）
差額は自己負担となります。

※1 認定補聴器技能者が調整した認定補聴器の購入費用が対象です。
診察料、検査料及び付属品購入費用などは対象となりません。

必要書類

- ① **岩手町高齢者補聴器購入費助成金交付申請書**
- ② **医師意見書**（岩手町高齢者補聴器購入費助成申請用）
- ③ 補聴器販売事業者※2 が作成した**見積書**

※2 上記※1の対象補聴器の見積書となります。

高齢者補聴器購入費助成手続き（申請から補助まで）の流れ

準備

① 町への事前確認と申請書の入手

町の窓口、電話またはホームページで対象要件などを確認し、「手引き」、「岩手町高齢者補聴器購入費助成金交付申請書（様式第1号）」及び「医師意見書（岩手町高齢者補聴器購入費助成申請用）（様式第2号）」を入手します。

※ 町の予算状況により、お待ちいただく場合があります。

② 耳鼻咽喉科の受診

耳鼻咽喉科医を受診し、聴力検査を行い、補助の対象となる場合は①で入手した「医師意見書」に記入してもらいます（受診に際しては、医師に聞かれた時のため「手引き」をお持ちください。）。

※ 診察料、証明料は自己負担となります。

③ 補聴器販売店で見積書の取得

②で補助対象者となった場合、補聴器販売店で相談や試聴等を行い、購入する予定の補聴器の「見積書」をもらってください。

※ 「見積書」には申請者（補聴器が必要な方）の氏名・金額・補聴器の製品名（型番）の記載が必要です。

申請

④ 町に申請

下記の申請書(ア)に必要事項を記入し、添付書類(イ)、(ウ)とともに町に提出します。

(ア) 岩手町高齢者補聴器購入費助成金交付申請書（様式第1号）（①で入手したもの）

(イ) 医師意見書（様式第2号）（②で入手したもの）

(ウ) 見積書（③で入手したもの）

⑤ 「交付決定通知書」の受領

④で申請書を提出後、補助が決定されると、町から「岩手町高齢者補聴器購入費助成金交付決定通知書（様式第3号）」により通知されます。また、購入後に町に提出する「岩手町高齢者補聴器購入費助成金請求書（様式第5号）」も併せて送付されます。

購入

⑥ 補聴器の購入、領収書の取得

「交付決定通知書（様式第3号）」が届いたら③の補聴器販売店で見積書の補聴器を購入してください。購入時には必ず領収書を取得してください。

※ 補聴器は必ず「交付決定通知書」が届いてから購入してください。通知書が届く前の購入には助成金が支払われません。

請求・交付

⑦ 町に補助金の請求

⑤で届いた「岩手町高齢者補聴器購入費助成金請求書（様式第5号）」に必要事項を記入のうえ、⑥の領収書とともに町に提出して下さい。

⑧ 町から補助金の振り込み

⑦の書類が確認され、交付が確定後、町から指定口座へ助成金が振り込まれます。